

# 第1回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名  
平成29年度第1回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所  
平成29年7月6日（木） 午前10時00分～午後0時00分  
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名  
神野委員（会長）、小森委員（副会長）、今川委員、橋本委員、山田委員
- 4 事務局  
財政局契約部長ほか6名
- 5 説明等のため出席した職員（審議順）  
財政局契約部工事契約課長  
都市整備局営繕部営繕部長  
下水道局施設部施設課長  
佐伯区市民部区政調整課長  
佐伯区農林建設部農林課農林土木係長  
東区市民部区政調整課長  
東区建設部維持管理課長
- 6 議題（公開，非公開の別）及び審議の概要
  - (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成29年1月分から3月分まで）（公開）
    - ア 工事の発注状況について
    - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
    - ウ 指名停止措置等の運用状況について
    - エ 苦情処理の運用状況について
    - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオについて、取りまとめて報告を行った。  
報告に対して、委員から意見はなかった。

- (2) 抽出事案の審議（公開）
  - ア 沼田公民館，沼田老人いこいの家及び安佐南区役所沼田出張所新築工事（条件付き一般競争入札）
  - イ 大州ポンプ場尾長系雨水ポンプ設備工事（その3）（条件付き一般競争入札）
  - ウ 天上滝谷線林道ほか1路線災害復旧工事（28-1）（通常型指名競争入札）
  - エ 主要地方道広島三次線牛田大橋陥没修復（緊急）工事（特命随意契約）

(2)のアからエについて、各工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。

(3) 平成29年度第2回審議会で説明を受ける工事の抽出について  
次回の審議会で審議する事案の抽出は、山田委員が担当することとなった。

(4) 次回の審議会開催日程について  
日程については、後日調整を行い、決定することとなった。

7 傍聴人の人数  
傍聴者 なし

8 発言の要旨  
主な質疑応答は、次のとおりである。

#### 抽出事案の審議

ア 沼田公民館、沼田老人いこいの家及び安佐南区役所沼田出張所新築工事（条件付き一般競争入札）

Q1 市の設計金額と落札業者の入札金額に差があるが、要因はどのようなものであると考えるか。

A1 諸経費の削減等による企業努力による部分と、建物のカーテンウォールの部分の金額が低かったことが主な要因であると考ええる。

Q2 下請業者への支払状況は、どのように確認をしているのか。

A2 工事前に元請業者と下請業者が結んだ契約通りに支払われているかを、帳票等を提出してもらい確認している。

Q3 解体工事と新築工事は、同時に発注しないのか。

A3 小規模な解体工事であれば同時に発注することもあるが、通常は、業者の受注機会を確保するため、分けて発注できるものは分けて発注することとしており、今回の建物に付随する設備工事等も分けて発注している。

Q4 本件工事は混合入札を認めるものということだが、どのような規定や主旨に基づいているのか。

A4 混合入札は、市内本店業者の受注機会拡大を図るために導入しており、広島市建設工事共同企業体競争入札取扱要綱の第14条では、「共同企業体方式による発注工事について、当該工事を確実かつ円滑に施工することができる単体企業があると認められる場合」に混合入札を行うことができるとしている。

イ 大州ポンプ場尾長系雨水ポンプ設備工事（その3）（条件付き一般競争入札）

Q1 ポンプは、汎用品ではなく当該施設の仕様に合わせたものであるということだが、技術向上により価格が抑えられているのか。

A1 能力を維持しながら口径を小さくするという意味での技術向上による価格低下ということはあると思うが、技術向上が主な要因であるとはまでは言えない。

Q2 抽出事案説明書の18ページ目に、無効と予定価格超過とあるが、どういう意味か。

A2 無効の業者は、総額失格基準未満の入札で無効となったもので、予定価格超過の業者は、予定価格より高い入札であったため、ともに総合評価の対象から外れたものである。

Q3 この度の設備工事は株式会社日立製作所が落札しているが、修理をすることになった場合は、特命随意契約で行うのか。

- A 3 修理の内容にもよるが、基本的には競争入札で行うこととなる。
- Q 4 1か所ずつではなく、何か所かの工事をまとめて発注することはできないのか。
- Q 5 本件工事は「その3」であるが、「その3」の設計金額を算出するに当たり、「その1」、「その2」の落札金額を反映できないのか。
- Q 4、5については、次回の審議会で説明して欲しい。

ウ 天上滝谷線林道ほか1路線災害復旧工事（28-1）（通常型指名競争入札）

- Q 1 本件工事の2か所の施工場所が離れているようだが、一つの工事とした理由は何か。
- A 1 比較的小規模な太田川林業地基幹線の方は、予定価格が250万円を下回ることから見積もり合わせを2回行ったが、1回目は予定価格超過、2回目は応札者なしで不調となったため、予定価格の大きい天上滝谷線の復旧工事と合わせて発注したものである。
- Q 2 災害発生が平成28年6月22日、23日で、工事を発注した平成29年2月17日までに時間がかかっている。理由は何か。
- A 2 本件の二つの工事はいずれも、国の災害査定を受けて国庫負担金を得て工事をするために、事前の調査・設計や協議が必要であったこと、また普段から交通量が少なく迂回路もあることから緊急工事ではなく通行止めの対応とし、指名競争入札による本復旧工事での対応とした。
- Q 3 辞退している業者も多いがその理由はどのようなものが考えられるか。
- A 3 工事現場が山の中で携帯電話もつながりにくく、崩れた場所も急傾斜で経験がないと作業自体も難しい場所であることが考えられる。

エ 主要地方道広島三次線牛田大橋陥没修復（緊急）工事（特命随意契約）

- Q 1 牛田大橋と同時期に完成した橋もあると思うが、陥没後に他の橋も点検をしたのか。
- A 1 広島市では、管理する橋梁について維持管理計画を定め順次点検を行っている。平成25年の鈴が峯陸橋のコンクリート片落下事故の後、橋の下を人等が通行するものや、鉄道をまたぐものなど優先度の高いものは、JRとの協議に時間を要しているものを除き、平成25年・26年の2か年で点検を行った。それ以外の橋についても、順次点検を進めているところであり、牛田大橋については今後点検する予定であった。
- Q 2 本件工事は、道路補修工事の単価契約受注者に発注しているが、橋の補修工事についても単価契約の受注者に依頼するのが適切なのか。
- A 2 本件工事は、道路補修工事の単価契約受注者であるとともに、過去に橋梁補修工事の実績も有していることから、適切かつ迅速な対応が可能と判断し依頼したものである。
- Q 3 単価契約の受注者は何者程度いるのか。
- A 3 東区では、道路補修工事は区内を2つに分けてそれぞれ発注しており、2者である。この他にも、防護柵や水路の補修工事といった単価契約がある。
- Q 4 緊急工事をする場合の基準はあるのか。
- A 4 事故が起きた場所や時期を考慮し、交通量も多くバスも通行するため、すぐに応急復旧工事をしなければ市民の生活に影響があると判断し、緊急工事とした。